

レイプ・強制ワイセツ被害者197人への 対応内容

- 1) 緊急避妊薬処方：66人（うち1名はIUD挿入）
→妊娠例1
- 2) STD検査：140人
→感染者19人
- 3) 証拠採取：86人（うち絨毛採取14人）
- 4) 妊娠：21人（レイプ被害206人中）
→初期中絶9人 中期中絶8人 流産1人 外妊1人 その他2人
- 5) 入院（中絶以外で）：3人
- 6) 弁護士紹介：27人
- 7) カウンセリング紹介：43人

=性暴力はリプロダクティブ・ヘルスを侵害するもの

日本の刑法における レイプ・強制わいせつ（性犯罪）とは

➤ 刑法177条「強姦」

暴行又は脅迫を以て13才以上の婦女を姦淫したる者は
強姦の罪と為し3年以上の有期懲役に処す13才に満たざる婦女を姦
淫したる者亦同じ

➤ 刑法176条「強制猥褻」

13才以上の男女に対し暴行又は脅迫を以て猥褻の行為を為したる
者は6月以上10年以下の懲役に処す13才に満たざる男女に対し猥褻の行為を
為したるもの亦同じ

➤ 刑法178条「準強制猥褻・準強姦」

人の心身喪失若しくは抗拒不能に乗じ又は之をして心
身を喪失せしめ若しくは抗拒不能ならしめて猥褻の行為を為し
又は姦淫したる者は前2条の例に同じ

➤ その他、強姦致死・強姦致傷・ . . .

◎犯罪化できない性暴力が非常に多い！

2年間で確認できたこと

- ① **24時間体制のホットラインと支援員の常駐の必要性が確認できた**（レイプ事例の4分の1は夜間・休日の利用）
- ② **救援センターを産婦人科のある病院内に設置することの意義が確認できた**
 - 24時間診療と継続診療が可能（再診率90.4%）
 - 中絶手術が可能
 - 入院治療が可能
 - 被害者と支援員の安全性の確保が可能
 - 他科への紹介が可能
- ③ **ネットワークの重要性が確認できた**

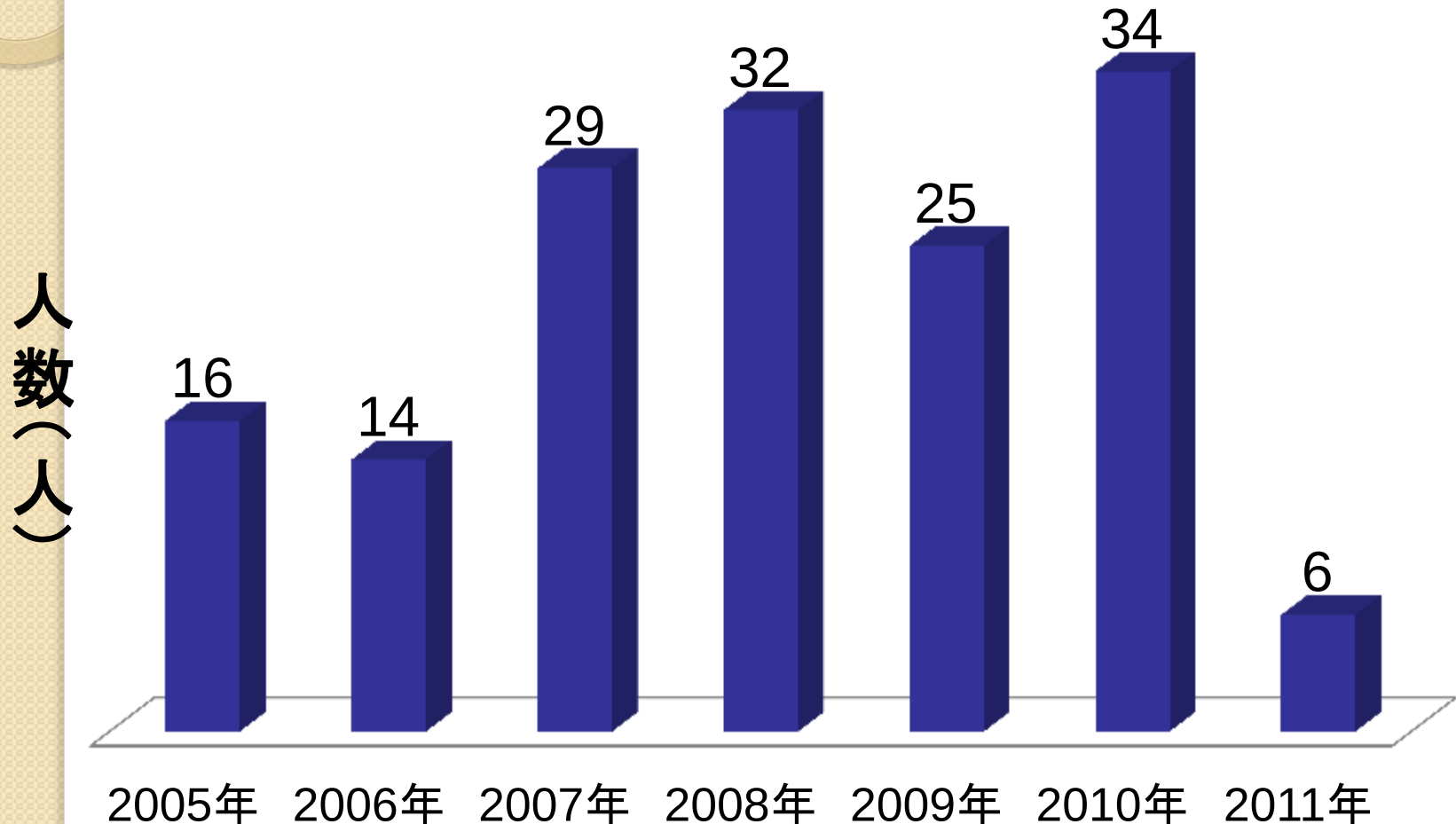
当事者の必要に応じ、精神科医師・カウンセラー・弁護士・警察・児童相談所等との連携がとれた

性虐待の定義

- 「児童虐待の防止等に関する法律」の第2条では「保護者が、その監護する児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること」、となっている
- 今回は性虐待の加害者を、保護者とはならないが家庭内（兄、祖父など）、寝食を共にする施設内、同居・非同居の有無を問わず被害児童にとって肉親的な信頼をおいてしかるべき相手（実母のパートナーなど）を含む広義に定義した
- 被害者は児童の年齢となる18歳未満に限定した

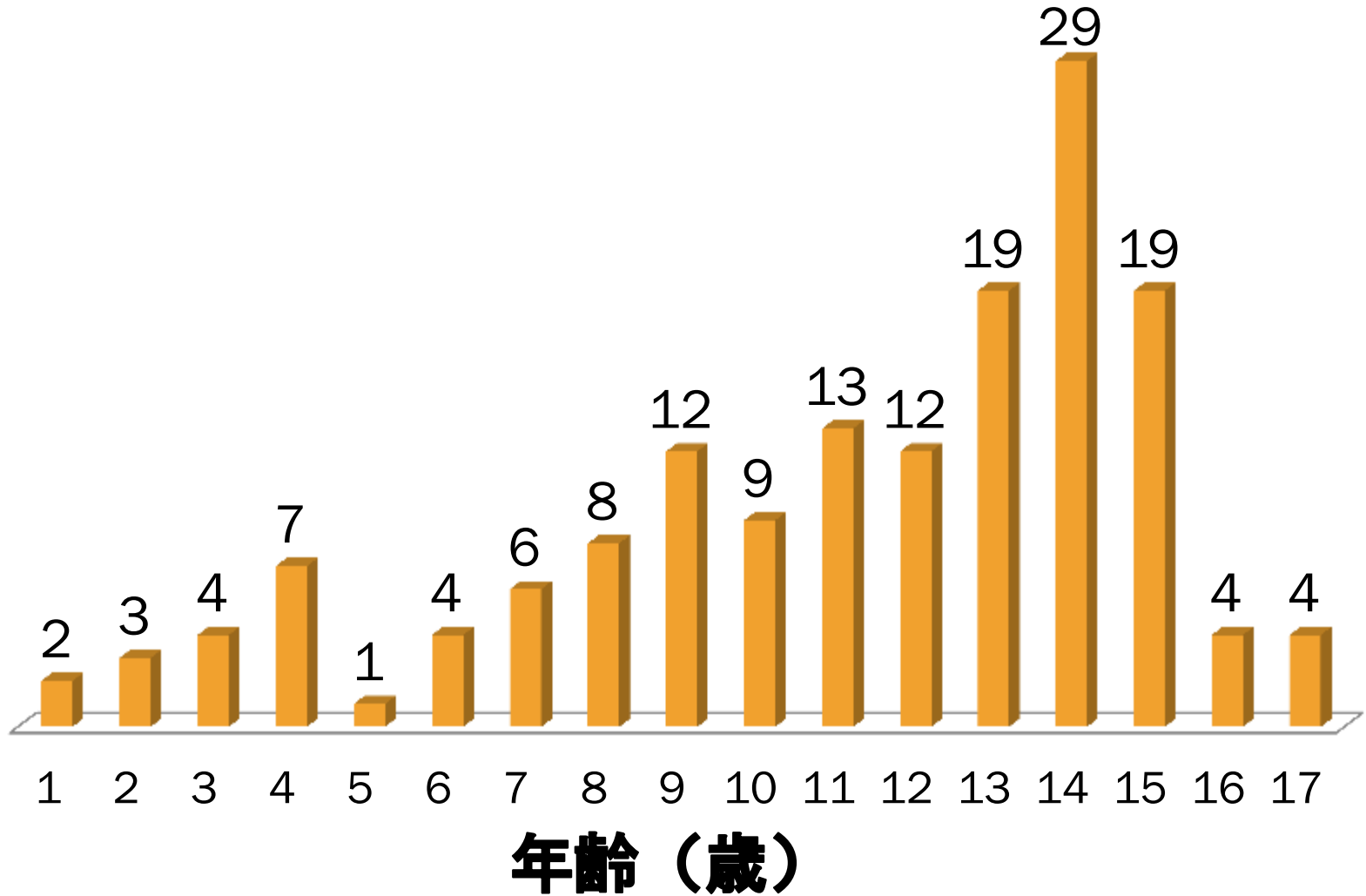
性虐待被害児の年別推移（総数 156人）

2005年4月～2011年3月 阪南中央病院

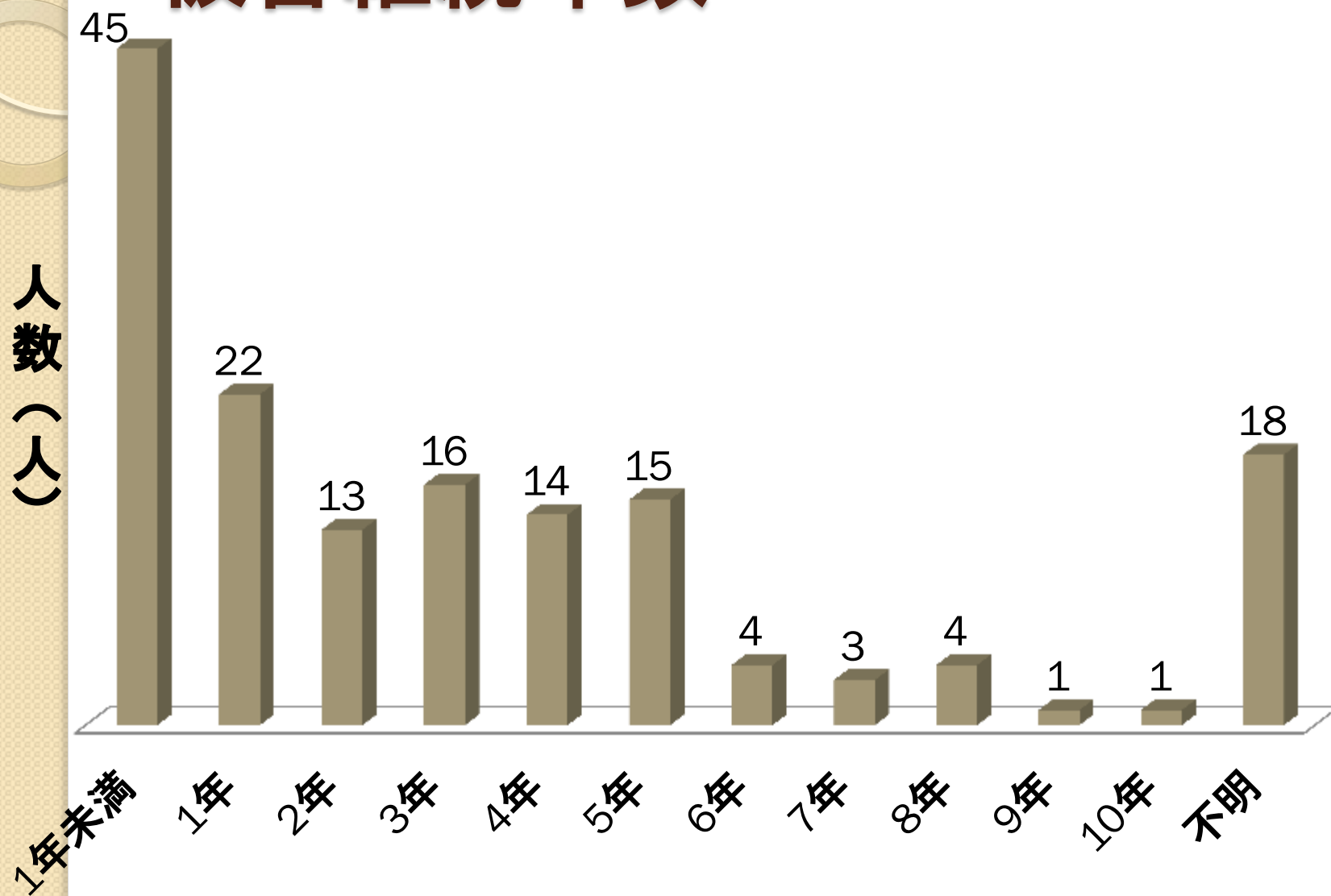


初診時年齢

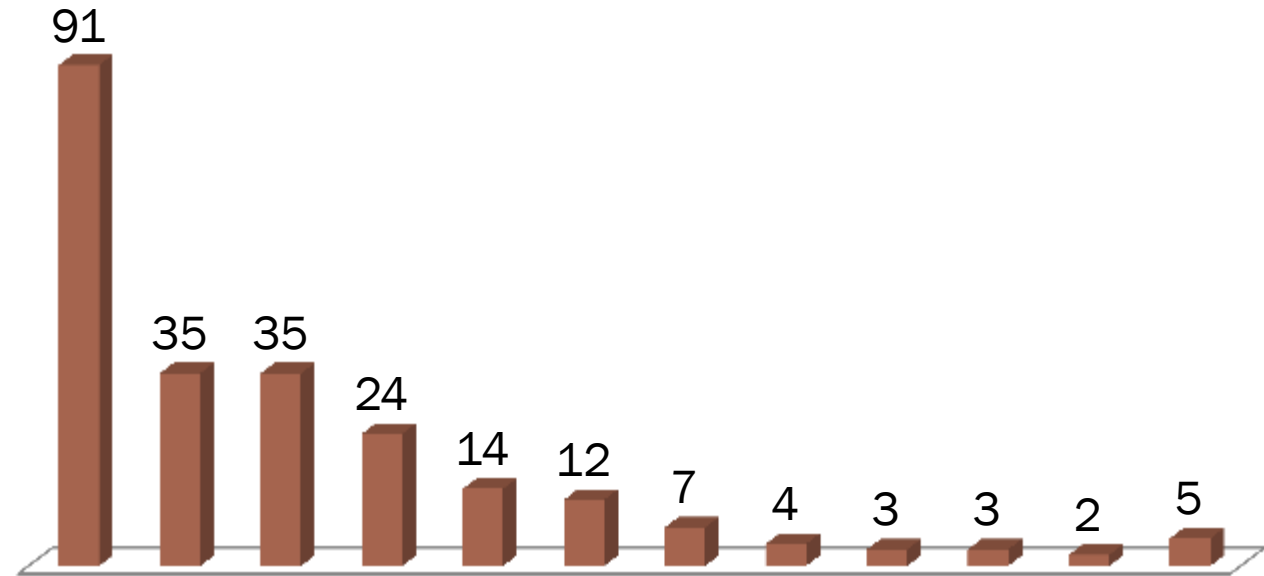
人数（人）



被害継続年数



被害内容



口、胸、性器にさわる・なめる
 膣への指挿入
 膣へのペニス挿入
 射精の手伝いなど
 非接触性
 口へのペニス挿入
 裸の写真・ビデオを撮られる
 売春・水商売の強要
 その他
 肛門へのペニス挿入
 不明